

## 総合こども園法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で幼児期の教育及び保育が重要であることに鑑み、総合こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

#### 二 定義

- 1 この法律において「総合こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうものとする。

2 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいうものとする。

3 この法律において「教育」とは、教育基本法第六条第一項に規定する法律に定める学校（以下単に「学校」という。）において行われる教育をいうものとする。

4 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいうものとする。

5 「保育を必要とする子ども」、「保護者」及び「子育て支援事業」の定義について定めること。

（第二条関係）

## 第二 総合こども園の教育及び保育の目標等

### 一 教育及び保育の目標

総合こども園においては、第一の二の1に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

(一) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図るこ

と。

(二) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

(三) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

(四) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

(五) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(六) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。  
(第三条関係)

## 二 教育及び保育の内容

1 総合こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第一の二の1に規定する目的及び一に規定する目標に従い、主務大臣が定めるものとする。

2 主務大臣が1の事項を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園（同法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）に関して文部科学大臣が定める事項及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同条第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならないものとする。

（第四条関係）

### 三 入園資格

総合こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとすること。

（第五条関係）

### 第三 総合こども園の設置等

#### 一 設置者

総合こども園は、国（国立大学法人を含む。以下同じ。）、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のほか、次に掲げる要件の全てに適合する法人（以下「適合法人」という。）のみが設置することが

できるものとする。

(一) 三の1の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該総合子ども園の経営に必要な財産を有すること。

(二) 当該総合子ども園の経営を担当する役員が総合子ども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

(三) 当該法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。  
(第六条関係)

## 二 区分経理等

1 適合法人であつて総合子ども園を設置した者（以下「適合設置法人」という。）は、その設置する総合子ども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、総合子ども園ごとに特別の会計として経理しなければならないものとする。

2 適合設置法人は、その設置する総合子ども園の経営に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないものとする。ただし、4の規定により4の(一)から(四)までの使

途に充てる場合は、この限りでないものとする。

3 2の積立金は、当該総合子ども園の経営に充てる場合を除いては、取り崩してはならないものとする。

4 適合設置法人は、毎事業年度、2に規定する残余があるときは、その残余の額の全部又は一部を次に掲げる使途に充てることができるものとする。ただし、(一)から(三)までに掲げる使途については、当該適合設置法人の設置する施設又は当該適合設置法人が実施する事業の経営に充てる場合に限り、(四)に掲げる使途については1の特別の会計の当該事業年度における収入の額の総額に政令で定める割合を乗じて得た額を限度とすること。

(一) 総合子ども園の経営

(二) 学校又は社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の経営 (一)に掲げるものを除く。

(三) 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する指定子ども園 (同法第七条第四項に規定する

届出保育施設に限る。)又は同法第四十七条第二項に規定する指定地域型保育事業 (児童福祉法第

六条の三十項に規定する小規模保育事業を除く。)の経営

(四) 剰余金の配当

(第七条関係)

三 設備及び運営の基準

1 都道府県（指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する総合子ども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）は、総合子ども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとする。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならないものとする。

2 都道府県が1の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

(一) 総合子ども園における学級の編制並びに総合子ども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数

(二) 総合子ども園に係る保育室の床面積その他総合子ども園の設備に関する事項であつて、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

- (三) 総合こども園の運営に関する事項であつて、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの  
(第八条関係)

#### 四 職員

- 1 総合こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならないものとする。
- 2 総合こども園には、1に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができるものとする。  
(第九条関係)

#### 五 職員の資格

- 1 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。第六の五の1において同じ。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けた者でなければならぬものとする。
- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならぬものとする。



と。

3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならないものとする。と。

4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。第六の五の2において同じ。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならないものとする。こと。

5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならないものとする。こと。

（第十条関係）

## 六 設置等の届出

市町村（特別区を含み、指定都市等を除く。）は、総合子ども園を設置しようとするとき、又はその設置した総合子ども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（以下「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないものとする。こと。

（第十一条関係）

## 七 設置等の認可

1 国及び地方公共団体以外の者は、総合こども園を設置しようとするとき、又はその設置した総合こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する総合こども園については、当該指定都市等の長。）の認可を受けなければならないものとする。

2 指定都市等の長は、1の規定により認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないものとする。

（第十二条関係）

## 八 報告の徴収等

都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する総合こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第四の一の3を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、総合こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に係る関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（第十三条関係）

## 九 改善勧告及び改善命令

都道府県知事は、総合こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができるものとする。

(第十四条関係)

#### 十 事業停止命令

都道府県知事は、(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、総合こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができるものとする。

- (一) 総合こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- (二) 総合こども園の設置者が九の規定による命令に違反したとき。
- (三) 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

(第十五条関係)

#### 十一 認可の取消し

都道府県知事は、総合こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の

規定又はこれらに基づいてする処分には違反したときは、七の1の認可を取り消すことができるものとする。  
（第十六条関係）

## 十二 都道府県における合議制の機関

都道府県に、条例で総合子ども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

（第十九条関係）

## 第四 雑則

### 一 公私連携型総合子ども園に関する特例

1 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型総合子ども園（2に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う総合子ども園をいう。以下同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人、社会福祉法人又は適合法人に限る。）を、その申請により、公私連携型総合子ども園の設置及び運営を目的とする法人

(以下「公私連携法人」という。)として指定することができるものとする。

2 市町村長は、1の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下単に「協定」という。)を締結しなければならないものとする。

(一) 協定の目的となる公私連携型総合子ども園の名称及び所在地

(二) 公私連携型総合子ども園が行う教育及び保育等に関する基本的事項

(三) 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

(四) 協定の有効期間

(五) 協定に違反した場合の措置

(六) その他公私連携型総合子ども園の設置及び運営に関し必要な事項

3 公私連携法人は、第三の七の1の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型総合子ども園を設置することができるものとする。

4 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する3の規定の適用については、3の規定中「市町

村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とするものとする。

(第二十二條關係)

## 二 名称の使用制限

何人も、総合こども園でないものについて、総合こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないものとする。

(第二十三條關係)

## 第五 罰則

所要の罰則規定を設けること。

(第二十八條から第三十條まで關係)

## 第六 附則

### 一 施行期日

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとする。ただし、八の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一條關係)

## 二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認める

ときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

### 三 地方独立行政法人による総合こども園の設置の制限

地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人は、第三の一の規定にかかわらず、当分の間、総合こども園を設置することができないものとする。

(附則第三条関係)

### 四 総合こども園の設置に係る特例

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する幼稚園又は子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第七条の規定による改正前の児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を設置している者であつて、次に掲げる要件の全てに適合するもの(法人を除く。)は、当分の間、第三の一の規定にかかわらず、当該幼稚園又は保育所を廃止して総合こども園(当該幼稚園又は保育所の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。)を設置することができるものとする。

- (一) 第三の三の1の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該総合こども園の経営に必要な

財産を有すること。

(二) 当該総合こども園を設置する者が総合こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

(三) 当該総合こども園を設置する者が社会的信望を有すること。  
(附則第四条関係)

## 五 保育教諭等の資格の特例

1 施行日から起算して五年間は、第三の五の1の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師となることができるものとすること。

2 施行日から起算して五年間は、第三の五の4の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師となることができるものとすること。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同條第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同條第三項に規定する修了確認期限を超過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認



を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しないものとする。

（附則第五条関係）

#### 六 名称の使用制限に関する経過措置

この法律の施行の際現に総合こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第四の二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しないものとする。

（附則第六条関係）

#### 七 幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置

施行日の前日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置した場合には、学校教育法第三十五条第一項の規定にかかわらず、当該総合こども園の名称の末尾に総合こども園という文字を用いるときに限り、当該総合こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができるものとする。

（附則第七条関係）

八 準備行為

この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第三の七の1の規定による認可の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができるものとする。

(附則第八條關係)